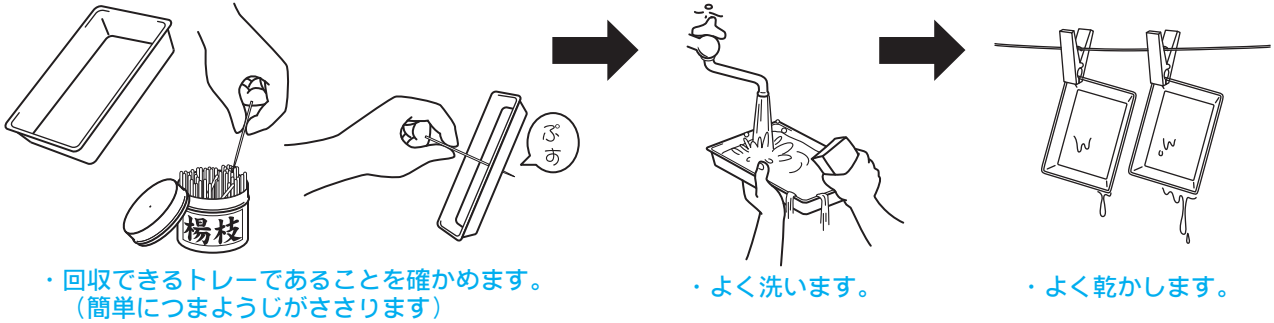


# 資源ごみ分別のお願い

平成12年4月から容器包装リサイクル法が施行され、クリーンセンターでも住民の皆さまの協力と理解を得ながら、平成13年4月から実施しています。

近年、ごみの種類も多種多様化し、判断に迷う資源ごみも多くなっています。このようなことから持ち込まれるごみの分別がうまくないごみの搬入が見受けられるようです。特に住民の方々がどちらに分別すればよいのか困惑される、白色トレーについて（絵図）お知らせします。また、ようじが簡単に刺さらないトレーや色付きトレーについては、その他プラスチックへ出してください。

## ○食品トレーを資源にするために、このようにしてお持ち下さい。



可燃ごみの中に不燃ごみなど（写真：鍋、空き缶など）の混入が見受けられます。混入したごみを焼却すると、炉を傷める原因となりますので良く分別し、可燃ごみだけ捨てるようにしてください。



焼却灰の中に含まれる  
鍋や空き缶など



詳しいことは、さつま町クリーンセンター（☎53-3111内線2613）へお問い合わせください。

## 10月は「土地月間」

10月1日（土）は「土地の日」  
「土地と共に 豊かな社会」

土地は、みんなのための限られた資源であり、諸活動にとつて不可欠な基盤であるとともに、公共性、社会性を持った資源です。

豊かで住みよいまちづくりをするため、一人ひとりが土地についての基本理念及び土地対策の重要性などへの関心を高め、お互いに理解することが必要です。

土地についての基本理念  
土地は公共の福祉が優先します。

土地は適正かつ計画に従った利用がなされます。  
土地の投機的取引は抑制します。

土地の価値の増加に伴う利益に応じた適正な負担を求めます。



一定規模以上の土地取引の場合には、国土利用計画法に基づき届出が必要です。届出は、契約（予約を含む）を締結した日から起算して2週間以内に、土地の所在する役場などの国土利用計画法担当窓口に届けてください。

届出者  
土地の権利取得者  
（買い主等）

届出の必要な土地の取引

ア 売買、交換、代物弁済等  
市街化区域

イ アを除く都市計画区域  
2,000㎡以上

ウ 都市計画区域以外の区域  
5,000㎡以上

届出をしないと  
10,000㎡以上

届出をしなかつたり、偽りの届出をすると、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

お問い合わせ先  
企画広報課企画政策係  
☎⑤ 11111内線2222